

質問第142号

答申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年3月31日付け2こ第4696号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別紙3の「開示すべき部分」を不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。
- 2 別紙3の「不開示とすべき部分」に掲げる部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、令和3年2月17日付で、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「保育園○○○○○○○（所在地：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○）に関する公文書すべて」という内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、条例第12条第2項の規定により、開示決定等の期間を令和3年4月2日まで延長する決定を令和3年2月26日付で行い、審査請求人に通知した。
- 3 実施機関は、本件請求に対応する公文書として、「児童福祉施設設置許可申請書」外30件（以下「対象公文書」という。）を特定し、令和3年3月31日付で、対象公文書に記録されている情報のうち次のものについて、別紙1のとおりそれぞれに掲げる根拠規定及び理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）及び全部を開示する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年6月29日付で、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 5 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和3年9月30日付で、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 6 審査請求人は、条例第26条の2の規定により、令和3年11月1日付で、同条第1項第1号に規定する反論書を実施機関へ提出した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

別紙2の文書に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る処分を取り消し、園児や保育士の氏名を含む固有名詞、生年月日、年齢、入退園時期に関する情報（以下「固有名詞等」という。）以外の部分を開示するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、次のとおりである。

- (1) 認可保育所○○○○○○○について

罰防止の観点からも、虐待等に関する調査結果や苦情に関する情報は公にされるべきであり、運営会社及び〇〇（当時）が当該情報を公にされないことで得る利益は、保護されるべき正当な利益とはいえない。

オ 通報に関する情報であっても、通報者を特定しうる情報を秘匿すれば、今後の同種の事案における通報に支障を及ぼすことはないため、広範に通報内容を不開示とすることは相当でない。

カ 聴取内容について、聴取内容の公開により今後の同種事案の通報が阻害されるという可能性にすぎない。

これに対し、〇〇〇〇〇〇〇〇に関する調査結果や苦情に関する情報が開示されることにより、〇〇〇〇〇〇〇〇における虐待及び体罰を防止ないし早期発見できなかつた原因の検討、今後の再発防止対策を行うことが可能になり、被害者救済に資するものであつて、当該情報を開示することの公益上の必要性は高い。

また、県が聴取した内容という事実に関する情報の開示を求めているのであつて、県が事実を認定しているかどうかは問題ではなく、園長の権利利益を害するおそれについては、条例第7条第6号の不開示理由にはあたらない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が対象公文書を一部開示とした理由は、弁明書及び口頭による理由説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の特定について

対象公文書は、別紙1の31件の公文書であり、これ以外に対象となる公文書は存在しない。

2 不開示理由について

本件審査請求に関する対象公文書を不開示とした理由は下記のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性について

当該保育園は小規模保育所であり、園児も職員も少ないとから、不開示部分を開示することにより、虐待を受けた児童や通報者等の個人が識別され、個人が特定されるおそれがあり、結果として、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号本文に該当する。

条例第7条第2号ただし書は、個人の権利利益を侵害しない又は個人の権利利益に優越する公益が認められる情報を例外的に開示としたものであるが、本件は個人の権利利益に優越するものとは言えないため、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第3号該当性について

当該事業所は〇〇〇〇内で小規模保育施設を運営しており、苦情の内容を公開することにより、保育所の運営に影響を及ぼし、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当する。

条例第7条第3号ただし書は当該事業者の活動によって危害が生じ又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報について開示することを規定したものであるが、不開示とした情報は、

当該事業者の活動によって危害が生じ又は生ずるおそれがあるものとはいえず、ただし書には該当しない。

(3) 条例第7条第6号該当性について

県や市の関係機関への通報や相談等の相談内容について、通報者は通報内容を公にされることを想定しておらず、通報内容や通報物を開示することにより、今後同種事案が発生した際に、公にされることをおそれて通報や相談等を躊躇するなど、保護者や保育関係者等からの通報等が阻害され、県や市の適正な相談業務等に支障を及ぼすおそれがある。

また、県の立入り等にあたり、対象職員は意見聴取の内容が公にされることを想定しておらず、県も聴取内容の全てを事実認定したものではなく、当該内容を開示した場合、運営する法人や○○○の権利利益を害するおそれがある。

加えて、今後同種事案が発生した際の保育関係者等からの事情聴取において、その内容が公にされることを前提とすれば、真実を述べることを躊躇したり、調査等への協力が得られないなど、指導等の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 公文書の特定について

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は対象公文書を特定しており、本件審査請求は対象公文書の一部を特定してなされていることから、対象公文書について審査請求人と実施機関との間に争いはないと認められ、実施機関が行った公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 審査請求の対象について

本件処分のうち、審査請求人は別紙2の公文書について審査請求をしていると認められることから、当審査会は審査請求対象公文書の不開示部分の条例第7条各号該当性について判断する。

3 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

実施機関は、条例第7条第2号、同条第3号及び同条第6号に該当することを理由に、第2の3別紙1に記載の情報を不開示としているが、審査請求人はそれらのうち、固有名詞等を除いた不開示情報の開示を求めている。

しかしながら、当審査会が審査請求対象公文書を見分したところ、開示を求めている部分とそうでない部分の切り分けは困難であったことから、以下、審査請求対象公文書の全ての不開示部分について不開示情報該当性を検討することとする。

4 条例第7条第2号について

(1) 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

ただし、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（本号ただし書ア）、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（本号ただし書イ）及び当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報（本号ただし書ウ）は、不開示情報から除かれる。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいつたん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等、個人に関する全ての情報と解される。

本号ただし書は、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものである。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

ア 当該情報のみで個人を識別できる情報

本件公文書には、○○○○○○○○に勤務する保育園職員の職名及び氏名並びに当該保育園に通園又は退園した園児、保護者及びその他本件の関係者の氏名が記載されており、それらの情報は情報の内容から個人を特定できる情報であり、当該部分は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

イ 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報

条例第7条第2号には、当該情報のみでは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものについても、個人識別情報として不開示情報にあたるとしている。

これには、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、不開示とすべきとの解釈がある。

他方、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合にも、不開示となると解されるものがある。

審査請求対象公文書において不開示とされた情報のうち、別紙3の「開示すべ

き部分」に記載した各情報については、インカメラ審査の結果、本件処分において既に開示された部分を含め、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、職員、園児、保護者及びその他本件の関係者を識別することが相当程度確実であるとは認められないことから、条例第7条第2号に該当しないため開示すべきである。

一方で、公文書8等の「通報者に関する情報」、「通報者から提出された資料」、「聴取（発言）内容」及び「職員及び園児の状況」に関する個人情報のうち「不開示とすべき部分」に記載した情報は、インカメラ審査の結果、本件処分において開示された部分及び別紙3の「開示すべき部分」に記載した情報と照合することにより、特定の個人を識別することが相当程度確実であると認められる。

今回の対象保育園は小規模であり、園児や職員も少ないとから、記載された内容により、一般人が通常入手し得る情報のほか、当該個人の近親者、保育園関係者、地域住民であれば知り得る情報により、特定の個人が識別できると認められる情報があることから、条例第7条第2号の個人情報に該当すると認められる。

特に、園児に関する情報は、一見個人を特定できないような記載であっても、関係者が見れば、特定の園児を識別できると推認される部分が多数あり、それらを開示した場合、○○○○○○○○に在園していたことが明らかになり、今後の園児の成長過程において影響を及ぼすおそれが相当程度あると認められる。

このような他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されることとなる情報は、別紙3において、条例第7条第2号該当として不開示とすることが妥当であると判断する。

ウ 個人を識別することはできないが、公にすることによりなお、個人の権利利益を害するおそれがある情報

条例第7条第2号は、個人識別性のない個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報については、条例第3条の趣旨を踏まえて、開示を禁ずるという趣旨であり、例えば、反省文やカルテ等、個人の思想や心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものが挙げられると解される。

公文書11等の「発言内容」、「聴取内容」及び「心身の状況」に関する情報には、職員の心情や反省を述べている情報並びに職員及び保護者の心身の状況が記載されており、これらの情報は、特定の個人が識別されなくても、個人の人格と密接に関係しているものであって、開示されると個人の権利利益を侵害するおそれが相当程度あるものと推認できることから、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

しかし、インカメラ審査の結果、意見聴取の際の個人の発言が全て個人の心情を述べているものではなく、発言の中には、慣例的な表現として用いられるものや園内での出来事を客観的に述べているだけのものもあり、全てが個人の人格と密接に関わっているとは認められない。

このため、個人を識別することができず、個人の権利利益を害するとおそれがないと認められる情報については、条例第7条第2号に該当しないことから、開

示すべきである。

エ ただし書アについて

審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇において虐待及び体罰があったことについては、法廷での審理や報道により既に明らかになっていることから、不開示事由の判断にあたり考慮されるべきである旨主張するが、対象公文書に記載されている個人情報は、条例第7条第2号ただし書アが規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえないことから、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

ただし、〇〇〇の氏名については公にされているとともに、本事案が、保育園の〇〇による虐待事件として大きく報道され、刑事事件として広く一般県民にも明らかにされている状況から、〇〇〇が対象公文書において特定の個人として識別されることによる権利利益の侵害は生じないものと考えられるところであり、その上で、〇〇〇にかかる発言については、条例第7条第3号の事業情報の側面を持つことを踏まえた上で、権利利益を侵害するおそれがないものについては条例第7条第2号ただし書アに該当し、開示すべきである。

オ ただし書イについて

審査請求人は、個人識別情報又は個人の権利利益を侵害するおそれのある情報に該当するとしても、同様の事件を防止し、子どもの生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であると主張する。

しかしながら、保育所職員や園児等の個人情報について、個人の人格的な権利利益の保護と人の生命、健康、生活又は財産を保護する公益性とを比較衡量しても、開示する公益性が個人の権利利益を上回るとは認められないことから、ただし書イに該当しないため、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

カ ただし書ウについて

個人情報として不開示とされている情報には、警察職員の情報が含まれており、ただし書ウにおいて「個人が公務員等である場合において、当該情報が職務の遂行であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（警察職員に係る氏名を除く。）」とされており、公務員であっても氏名は不開示とされている。

このため、公文書13にある警察職員の氏名は条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、別紙3において、条例第7条第2号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

しかし、職名や階級は条例第7条第2号ただし書ウに該当することから開示すべきである。

5 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号は本文で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関

の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則として不開示情報とする旨、規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

当審査会が確認したところ、本件対象公文書に記載されている○○○○○○○は開示請求の時点では保育所として事業を行っていたが、本件処分の日同日に閉園されている事実が認められた。

また、実施機関は、本件処分時に○○○○○○○を運営していた法人は、○○○○○○○とは別の保育園（以下「別保育園」という。）の経営を行っていたため、条例第7条第3号に該当すると主張するが、当審査会が審議開始した時点では別保育園は閉園しており、別保育園を運営していた法人は既に保育所に関する事業を行っていないことが確認できた。

行政不服審査法（平成26年法律第68号。）においては、審査請求に係る事案の検討においては、原処分の時点に存した事情に基づいて判断すべきとの解釈はあるが、条例第7条第3号については、開示することによる法人等の不利益を判断する規定であることから、処分時の事情のみではなく、事案の審議開始時点での実態も考慮して判断することは問題がないと解する。

以上のことから、当審査会は審査請求の対象公文書の中の当該法人に関する情報をインカメラ審査の結果、公文書において、不開示とされている法人の保育園運営や事業に関する情報は、園長や職員の発言の中にある事業情報も含め、公にしたとしても当該法人の正当な利益を害するおそれはないと認められるため、条例第7条第3号に該当しないことから開示すべきである。

6 条例第7条第6号について

(1) 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について、不開示情報とする趣旨の規定である。

同号に規定された「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。

事務又は事業の「適正な遂行」に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を開示することの公益上の必要性とを比較考慮し、前者が

後者を上回る場合にのみ、この不開示情報に該当すると解するのが相当である。

(2) 条例第7条第6号の該当性について

今回、開示請求のあった〇〇〇〇〇〇〇〇に係る事件は、市及び県への相談や通報によって明らかになつたものであり、相談者や通報者は、その内容が公になることを最初から了知していたわけではないと推認される。

これらの情報が開示された場合、今後同種の相談や通報をする者がいずれ相談や通報の内容が公にされてしまうと考え、相談や通報を躊躇し、正確な事実の把握や行政機関の適切な指導等が阻害されるなど、県や市が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、公文書25の立入り調査における関係者からの意見聴取は、関係者の協力により行われており、園内での事実関係や個人の考え方等を率直に述べてもらうために、聴取内容は公にされないことが前提とされていたと推認される。

このような事情聴取の内容を公にすることになれば、今後は、供述内容が公開される可能性があることを前提として事情聴取を行わなければならないこととなり、当事者が自己の供述内容が公にされることを憂慮し事実をありのままに述べることを躊躇するなどして、実施機関が必要とする事実や客観的な情報が十分に得られなくなる可能性があると認められる。

以上のことから、別紙3において、条例第7条第6号該当としたものは不開示とすることが妥当であると判断する。

なお、審査請求人の「開示することにより、〇〇〇〇〇〇〇〇における虐待及び体罰を防止ないし早期発見できなかつた原因の検討や今後の再発防止が可能となり、被害者救済にも資するものであつて、当該情報を開示することによる公益上の必要性は高い。」との主張については、当該情報を開示することによる再発防止や被害者救済等の公益性は、実施機関が行う将来の事務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれを上回るとまではいえないものと判断する。

審査請求人は、「県が聴取した内容という事実に関する情報の開示を求めているのであって、県が事実を認定しているかどうかは問題ではなく、園長の権利利益を害するおそれについては、条例第7条第6号の不開示理由にはあたらない。」と主張しているが、確かに、インカメラ審査の結果、対象公文書には実施機関が〇〇〇が行っていた行為を認めているような記述はなく、調査において園職員等の発言をそのまま記載していると解される。

このように、意見聴取に関する情報のうち、その内容が客観的な事実を記載していると解され、特定の個人を識別することができず、個人の権利利益を害するおそれもないと認められる情報については、開示しても、当事者が萎縮し事実をありのまま述べることを躊躇するとは想定できないので、事務事業の遂行に支障があるとまではいえないため、条例第7条第6号に該当しないことから開示すべきである。

7 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

なお、諮問第142号事案、諮問第143号事案及び諮問第144号事案は密接に関連するため、当初より一括して審議をした。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和3年9月30日	・実施機関から諮問書及び弁明書(写)を收受
令和3年11月2日	・実施機関を経由して審査請求人の反論書(写)を收受
令和4年4月19日 (第311回審査会)	・審査請求の経過説明 ・審議
令和4年5月17日 (第312回審査会)	・審議
令和4年6月21日 (第313回審査会)	・審議
令和4年7月19日 (第314回審査会)	・審議
令和4年8月23日 (第315回審査会)	・審議
令和4年9月20日 (第316回審査会)	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
令和4年10月18日 (第317回審査会)	・審議
令和4年11月15日 (第318回審査会)	・審議
令和4年12月20日 (第319回審査会)	・審議
令和5年1月17日 (第320回審査会)	・審議
令和5年3月2日 (第321回審査会)	・審議
令和5年3月28日 (第322回審査会)	・審議
令和5年4月27日 (第323回審査会)	・審議
令和5年5月23日 (第324回審査会)	・審議
令和5年6月20日 (第325回審査会)	・審議
令和5年7月24日 (第326回審査会)	・審議

年月日	処理内容
令和5年8月17日 (第327回審査会)	・審議
令和5年9月19日 (第328回審査会)	・審議
令和5年10月19日 (第329回審査会)	・審議
令和5年11月16日 (第330回審査会)	・審議
令和5年12月21日 (第331回審査会)	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月22日まで)

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

福島県情報公開審査会委員名簿 (令和5年6月23日から)

(五十音順)

氏名	現職等	備考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
佐藤知恵子	行政書士	
宍戸志津子	元社会福祉法人福島県社会福祉協議会職員	
山崎 晓彦	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者

質問第142号 別紙1

※ 審査請求の対象公文書はゴシック体としている。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
1	児童福祉施設設置許可申請書	一部開示	所属、職名、氏名、生年月日、電話番号、性別、資格、住所、本籍、続柄、履歴、職歴のうち特定の個人を識別可能な部分、要望内容、個人の財産に関する情報、個人の印影、勤務形態、雇用契約の内容 法人等代表者の印影、取引先事業者に関する情報、法人の経営に関する情報、経理規程、経理規定運用細則、嘱託医報酬額、経理に関する情報、識別番号、預金通帳、雇用契約の内容	第7条第2号 第7条第3号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
2	処遇改善等加算申請書	一部開示	所属、職名、氏名、生年月日、性別、資格、住所、本籍、職歴、学歴、勤務形態、雇用契約の内容 法人代表者の印影	第7条第2号 第7条第3号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
3	平成30年度福島県社会福祉審議会第1回保育所部会議事録	一部開示	審議内容、他の保育所の部会資料、法人代表者の印影、取引先事業者に関する情報 個人の印影	第7条第3号 第7条第6号 第7条第2号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 認可に係る審議内容であり、今後の審議に支障を及ぼすおそれがあるため。 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
4	児童福祉施設変更届出書（令和元年12月11日付け）	一部開示	法人代表者の印影 氏名、生年月日、資格、本籍、学歴	第7条第3号 第7条第2号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
5	児童福祉施設変更届出書（令和2年8月17日付け）	一部開示	法人代表者の印影 氏名、生年月日、資格、本籍、学歴	第7条第3号 第7条第2号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
6	児童福祉施設変更届出書（令和2年12月1日付け）	一部開示	法人代表者の印影 氏名、生年月日、資格、本籍、学歴	第7条第3号 第7条第2号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
7	児童福祉施設変更届出書（令和2年12月25日付け）	一部開示	法人代表者の印影 氏名、生年月日、資格、本籍、学歴	第7条第3号 第7条第2号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。 個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
8	メール(2020年11月16日「○○○○○○○○」の件(県北保福)	一部開示	通報者に関する情報、職員に関する情報、通報者から提供された資料に関する情報	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
				第7条第6号	通報された情報であって、今後の同種の事業における通報に支障を及ぼすおそれがあるため。
9	通報により提供された資料	一部開示	通報者から提供された資料	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
				第7条第6号	通報された情報であって、今後の同種の事業における通報に支障を及ぼすおそれがあるため。
10	認可保育園「○○○○○○○」における虐待案件について	一部開示	通報者に関する情報、職名、聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			通報者に関する情報、聴取内容	第7条第6号	施設職員の発言は、県が全てを認定したものではなく、園長の権利利益を害するおそれがあるため。
11	認可保育所「○○○○○○○○」虐待事案に係る保護者説明会概要	一部開示	職名、氏名、保護者会での発言内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			保護者会での発言内容、資料	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
12	メール(2020年11月20日FW:「○○○○○○○○」の件(県北保福)	一部開示	添付ファイル(保護者の皆様へ(R2.11.20).PDF)の記載内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
				第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
13	復命書(R2.11.20)	一部開示	通報者に関する情報	第7条第6号	通報された情報であって、今後の同種の事業における通報に支障を及ぼすおそれがあるため。
			職名、氏名、職員の発言内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			職員の発言内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
14	復命書(R2.11.21)	一部開示	職名、氏名、聴取内容、園児の状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
15	電話記録簿(R2.11.24)	一部開示	職名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			報道機関名	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
16	復命書 (R2. 11. 25)	一部開示	職名、氏名、相談・聴取内容	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			相談・聴取内容及びその所感、業務改善計画書（案）	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
				第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
17	保育施設における適切な運営の確保について(通知)及び発議書	開示	-		
18	復命書 (R2. 11. 30)	一部開示	職名、氏名、聴取内容、性別	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
19	電話受信簿 (R2. 12. 8)	一部開示	職名及び氏名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
20	復命書 (R2. 12. 7)	一部開示	職名、氏名、運営委員の勤務先名、聴取内容のうち特定の個人を識別可能な部分	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			報道機関名、運営委員会の内容、〇〇〇〇〇〇〇〇保護者説明会（案）、業務改善命令書（案）	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
21	復命書 (R2. 12. 10)	一部開示	職名、氏名、心身の状況、勤務予定	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			保護者との質疑のうち法人の経営に関する情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
22	電話受発信報告 (R2. 12. 14)	一部開示	職名、氏名、職員及び園児の状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			聴取内容	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
23	復命書 (R2. 12. 17)	一部開示	職名、氏名、電話番号、聴取・記録内容のうち特定の個人を識別可能な部分	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			運営方針、業務改善計画書（案）	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
24	復命書 (R2. 12. 23)	一部開示	所属、職名、氏名、運営委員の勤務先名	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
			報道機関名、法人の経営に関する情報	第7条第3号	事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。

番号	公文書の件名	決定区分	開示しない部分	開示しない根拠規定	開示しない理由
25	復命書 (R3. 1. 12)	一部開示	所属、職名、氏名、電話番号、勤務先名、聴取内容のうち特定の個人を識別可能な部分 聴取内容のうち法人の経営に関する情報	第7条第2号 第7条第3号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
				第7条第6号	施設職員からの聴取内容は、県が全てを認定したものではなく、法人や元園長の権利利益を害するおそれがあり、また今後の同類事案での職員への聞き取りに支障をきたすおそれがあるため。
26	復命書 (R3. 2. 9)	一部開示	氏名、勤務先名、聴取内容のうち特定の個人を識別可能な部分、職員の心身の状況 聴取内容のうち法人の経営に関する情報	第7条第2号 第7条第3号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
27	電話受発信報告 (R2. 12. 11)	一部開示	氏名、心身の状況、聴取内容のうち特定の個人を識別可能な部分	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
28	電話受発信報告 (R2. 12. 14)	開示			
29	電話受発信報告 (R2. 12. 15)	一部開示	心身の状況、保護者の要望・相談内容 運営方針、保護者の要望・相談内容	第7条第2号 第7条第3号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 事業者に関する情報であり、公にすることにより、当該事業者の権利、その他正当な利益を害するそれがあると認められるため。
30	電話受信記録簿 (R2. 12. 17)	一部開示	氏名、電話番号、心身の状況、聴取内容のうち特定の個人を識別可能な部分	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。
31	電話発信記録簿 (R2. 12. 18)	一部開示	氏名、電話番号、心身の状況	第7条第2号	個人に関する情報であって、第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

諮詢第142号 別紙2

番号	公文書の件名	開示すべき情報
8	メール(2020年11月16日「○○○○○○○○」の件(県北保福)	通報者から提供された資料
9	通報により提供された資料	通報者から提供された資料
10	認可保育園「○○○○○○○○」における虐待案件について	聴取内容
11	認可保育所「○○○○○○○○」虐待事案に係る保護者説明会概要	保護者会での発言内容、資料
12	メール(2020年11月20日Fw:「○○○○○○○○」の件(県北保福)	添付ファイル(保護者のみなさまへ)の記載内容
13	復命書(R2.11.20)	○○○警察署への説明状況、職員の発言内容
14	復命書(R2.11.21)	聴取内容、園児の状況
22	電話受発信報告(R2.12.14)	聴取内容
23	復命書(R2.12.17)	卒園児保護者への説明会に関する部分
25	復命書(R3.1.12)	現場の職員からの聞き取り部分、「業務改善報告書の虐待の主な事案について、具体的な…聴取」の頁のうち虐待行為の内容に関する部分
27	電話受発信報告(R2.12.11)	不開示部分
29	電話受発信報告(R2.12.15)	不開示部分
30	電話受発信記録簿(R2.12.17)	不開示部分

質問第142号 別紙3

公文書の件名	順番(枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
8 メール(2020年11月16日「〇〇〇〇〇〇〇〇」の件(県北保福) *〇〇〇〇〇〇〇〇, pdf	1枚目 2枚目表裏～ 3枚目表裏		条例第7条第2号該当 メール本文上から2行目及び8行目
			条例第7条第6号該当 メール本文上から4行目～7行目
			条例第7条第2号及び同第6号該当 全て
9 通報により提供された資料	1枚目表裏～ 2枚目表		条例第7条第2号及び同第6号該当 全て
10 認可保育園「〇〇〇〇〇〇〇」における虐待案件について *11月17日の聞き取り結果	1枚目表 1枚目表裏～ 2枚目表裏		条例第7条第2号該当 (経緯) 11月13日 1行目17字～35字 (経緯) 11月16日 1行目35字～2行目8字
			条例第7条第2号及び同条第6号該当 (経緯) 11月16日 2行目28字～3行目1字
			条例第7条第2号該当 (聴取した職員からの概要) のうち 職員の職名(園長を除く)
	1枚目表 1枚目裏	職員A発言の 1行目～5行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員A発言の 6行目～8行目
		職員A発言の続き 1行目～2行目	
		職員B発言の 1行目～6行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員B発言の 7行目～8行目
		職員C発言の 4行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員C発言の 1行目～3行目
		職員D発言の 全て	
	2枚目表	職員E発言の 全て	
		職員F発言の 7行目～16行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員F発言の 1行目～6行目
		職員G発言の 2行目10字～35字 7行目～9行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員G発言の 1行目～2行目9字 3行目～6行目

公文書の件名	順番（枚数）	開示すべき部分	不開示とすべき部分
10 認可保育園「○○○○○○○」における虐待案件について	2枚目表裏	職員H発言の全て	
	2枚目裏	職員I発言の2行目30字～11行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員I発言の1行目～2行目29字
		職員J発言の3行目～7行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 職員J発言の1行目～2行目
		園長発言全て	
11 認可保育所「○○○○○○○」虐待事案に係る保護者説明会概要	1枚目（表）		条例第7条第2号該当 認可保育所「○○○○○○○○○」虐待事案に係る保護者説明会概要のうち 3 園説明者 園長を除く職員の職・氏名
	1枚目	保護者Aの発言及び保育所とのやりとり 全て	5 概要 司会の職・氏名
	1枚目表裏	保護者B発言及び保育所のやりとり 1行目～4行目、続き裏面1行目 ※印部分	
	1枚目裏～2枚目表		条例第7条第2号該当 園発言者の職・氏名が分かる部分
	1枚目裏	上から2行目発言者と3行目発言内容	
		5行目 7行目20字～28字まで	条例第7条第2号該当 上から6行目～7行目19字
		9行目～10行目16字まで 11行目24字～32字まで	条例第7条第2号該当 10行目17字～11行目23字
		一つ目の保護者D発言の 1行目～2行目 一つ目保護者Dとのやりとりのうち 6行目～8行目	条例第7条第2号該当 上から12行目7字～28字 一つ目保護者Dとのやりとりのうち 3行目～5行目 二つ目保護者Dの発言内容
	1枚目裏～2枚目表	保護者E発言及び保育所とのやりとり 全て	
	2枚目表	上から13行目～15行目 発言内容全て	
	2枚目裏	上から3行目以降 全て	
12 メール(2020年11月20日 Fw: 「○○○○○○○○」 の件(県北保福)) *Fw: 「○○○○○○○○」 保護者への配付資料の件	2枚目表	「保護者のみなさまへ」のうち 本文上から1行目～8行目9字、 10行目～13行目18字、15行目以下 全て	条例第7条第2号該当 「保護者のみなさまへ」のうち 本文上から8行目10字～9行目 13行目19字～14行目
	2枚目裏	上から1行目～3行目、5行目～ 13行目、15行目～21行目	条例第7条第2号該当 上から4行目、14行目

公文書の件名	順番(枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
13 復命書(R2.11.20) *【令和2年11月20日の○○警察署への説明と保育園の状況確認】	2枚目表	令和2年11月20日 ・出席者のうち、生活安全課職員の職名階級	条例第7条第2号該当 令和2年11月20日 ・出席者のうち、生活安全課職員名
			条例第7条第6号該当 一つ目○1行目30字～2行目6字
	2枚目表裏	発言者職名 発言内容のうち 1行目1文字～12文字、2行目、4行目～5行目、8行目～12行目、16行目～17行目	条例第7条第2号及び同条第6号該当 発言者名 発言内容のうち 1行目13字～22字、3行目、6行目～7行目、13行目～15行目
		点線以下の部分のうち 発言内容全て	条例第7条第2号該当 点線以下の部分のうち 公務員以外の発言者職氏名
	2枚目裏		条例第7条第2号該当 ●11月21日のうち 園出席者職氏名
14 復命書(R2.11.21) *【県、○○○○及び保育園との打合せ】	2枚目表		条例第7条第2号該当 出席者のうち ○○○○○○の出席者の職・氏名
		○虐待の背景についてのうち 上から1行目～5行目、6行目32字～26行目19字、28行目1字～16字、同行30字～次頁1行目	条例第7条第2号該当 ○虐待の背景についてのうち 上から6行目2字～31字、26行目20字～27行目、28行目17字～29字
	3枚目表	聞き取りのメモ 全て	
			条例第7条第2号該当 不開示部分全て
	3枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
22 電話受発信報告 (R2.12.14) *○○○○○○○状況確認	1枚目表	内容(○○○○○○○の現状について園長に聞き取り)のうち 上から1行目～2行目、3行目1字、4行目3字～5行目2字、5行目20字～7行目、8行目1字、9行目～10行目、11行目1字、同行26字～12行目2字	条例第7条第2号該当 内容(○○○○○○○の現状について園長に聞き取り)のうち 上から3行目2字～4行目2字 5行目3字～19字 8行目2字～25字、11行目2字～25字
			条例第7条第2号該当 ○○○○○○係長に聞き取りのうち 黒・2個目 不開示部分全て
	1枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
23 復命書(R2.12.17) *【令和2年12月17日の○○○役所での保育園業務改善命令等の打合せ】	1枚目表	2用務の経過、結末等の→以下のうち 2行目9字～3行目 5行目1字～12字	条例第7条第2号該当 2用務の経過、結末等の→以下のうち 5行目13字～6行目2字

公文書の件名	順番(枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
23 復命書(R2.12.17) *【令和3年1月12日の保育園での業務改善計画書提出後の状況確認】	1枚目裏	5 概要 (1) 「〇〇〇〇〇〇〇」の今後の運営についてのうち 〇以下 1行目～7行目 全て 8行目1字～15字、8行目36字～ 10行目 11行目3字～19字、13行目～14行 目 (2) 卒園児保護者への説明会に ついて 1行目～4行目13字、4行目27字 ～5行目、5行目後ろの電話番号	条例第7条第2号該当 5 概要 (1) 「〇〇〇〇〇〇〇」の今後の運営についてのうち 8行目16字～35字 11行目20字～12行目 (2) 卒園児保護者への説明会に ついて 4行目14字～26字(電話番号)
	2枚目		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
25 復命書(R3.1.12) *【令和3年1月12日の保育園での業務改善計画書提出後の状況確認】	1枚目裏	5 概要(現在の状況:園長より 聴取)のうち 黒・1個目 1行目19字～2行目 3字 黒・6個目 2行目5字～17字	条例第7条第2号該当 5 概要(現在の状況:園長より 聴取)のうち 黒・1個目 2行目4字～17字 黒・4個目 18～29字
	1枚目裏～2枚目表		条例第7条第2号該当 (現場の職員の聴取)の発言者の 職・氏名(園長を除く)
	1枚目裏	(現場の職員:____より聴取)の うち 黒・1個目 1行目2字～16字、 1行目22字～36字、2行目1字～ 18字、2行目24字～4行目 黒・2個目 1行目2字～13字、 1行目25字～2行目、3行目6字 ～4行目 黒・3個目 1行目～2行目、3 行目6字、3行目12字～5行目5 字、5行目11字～30字、5行目37 字～6行目	条例第7条第2号該当 (現場の職員:____より聴取)の うち 園職員の職・氏名(ただし、〇〇 〇を除く)
	2枚目表	黒・4個目 1行目14字～26字、 2行目13字～3行目9字	黒・4個目 1行目27字～2行目 12字
		(〇〇園長に____からの面談内容 を伝える)のうち 黒・1個目 1行目2字～32字、 38字、2行目6字～3行目4字、 3行目10字～4行目4字、4行目10 字～20字、5行目～11行目	条例第7条第2号該当 上から7行目の園職員の職・氏名 (〇〇園長に____からの面談内容 を伝える)のうち 園職員の職・氏名(ただし、園長 と〇〇〇を除く)
	3枚目表	令和3年1月6日の保育の状況 (困っていること 等)のうち 黒・4個目 3行目～4行目 令和3年1月12日の園児の様子 全て	条例第7条第2号該当 園職員の職・氏名、資格 令和3年1月6日の本日の園児数 の不開示部分 保育の状況(困っていること 等)のうち 黒・3個目 1行目2字～2行目
	3枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
	4枚目表		条例第7条第2号該当 不開示部分全て

公文書の件名	順番(枚数)	開示すべき部分	不開示とすべき部分
25 復命書(R3.1.12) *○○○○○○○○に対する指導監査等について	5枚目表	下から7行目26字～38字 下から3行目5字～2行目	条例第7条第2号該当 園児の氏名、ふりがな、年齢、性別、個人を識別できる部分 下から7行目19字～25字 下から3行目2字～4字
	6枚目表	メモの一番上3字	条例第7条第2号該当 メモの個人名
	6枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
	7枚目表	不開示部分の全て	
	7枚目裏		条例第7条第2号該当 不開示部分全て
27 電話受発信報告 (R2.12.11) *○○○○○○○○に対する指導監査等について		内容のうち 黒・5個目 3行目～4行目	条例第7条第2号 内容のうち 黒・5個目 1行目2字～5字 黒・6個目 1行目20字～2行目 黒・8個目 1行目2字～2行目
29 電話受発信報告 (R2.12.15) *○○○○○○○○卒園者に対する説明について	1枚目表	内容のうち 二段落目→ 4行目16字～22字、 4行目28字～5行目19字、8行目 24字～9行目11字 以下、電話の内容のうち 黒・1個目～4個目 全て	条例第7条第2号該当 内容のうち 二段落目→ 4行目23字～27字
	1枚目裏	黒・2個目 1行目8字～24字 黒・5個目 1行目8字～30字	条例第7条第2号該当 黒・5個目 1行目31字～2行目 31字
30 電話受発信記録簿 (R2.12.17) *○○○○○○○○の卒園者への対応について			条例第7条第2号該当 不開示部分全て

※黒・について、次頁に渡っている場合は、続きを読むとして数える。

※行数は、各段落の上から数え、目印等がない場合は、頁の一番上から数える。

※文字数は、原則左側から数え、括弧()、黒・及び○等の特殊文字も1字として、数字も1文字づつ数える。